

給与のあらまし

地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。
今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解いただくため、
おなじみのキャラクターが「人事・給与のあらまし」をご紹介します。

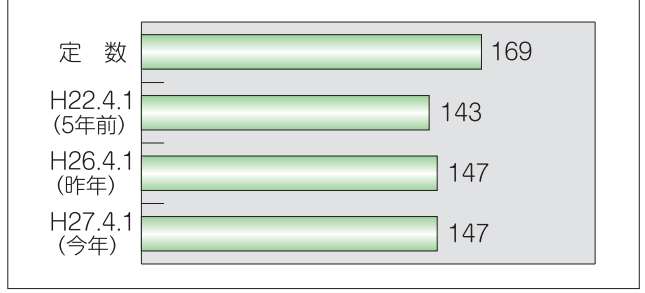


職員数

■総職員数の推移



(単位：人)



平成22年～平成27年の5年間で、ほぼ横ばいとなっています。
職員の定数と比べると、平成27年は22人 (13.0%) 少なくなっています。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。
本町は、これまで退職者の補充や適正な人員配置を考え、職員の採用を行い、図のような職員数になっております。
今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

■総職員数の内訳

(単位：人)

区分	定数	H22.4.1 (5年前)	H26.4.1 (昨年)	H27.4.1 (今年)
町長部局の職員	127	106	112	112
うち病院職員	37	30	30	31
選管事務局の職員	2	2	2	2
農業委員会事務局の職員	2	1	1	1
教育委員会事務局の職員	15	11	9	9
議会事務局の職員	3	3	3	3
消防職員	20	20	20	20
合計	169	143	147	147

※職員数には、町長、副町長、教育長などの特別職や、臨時職員は含んでいません。

職員の勤務時間・休暇

■勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間45分です。
また、一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの8:30～17:15までです。
そのうち、12:00～13:00までが休憩時間です。

■休暇

1年につき20日の年次有給休暇が与えられます。また、その年に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に繰り越すことができます。
その他の休暇として、結婚、産前・産後、出産、病気、忌引、夏季、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

職員の勤務条件は、地方公務員法や労働基準法、その他町の条例や規則により、決められています。

職員の分限・懲戒処分・服務

■分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職員が職務をできないなどの場合に行う職員に対する不利益な処分（降任、免職、休職）のことをいいます。
また、懲戒処分とは、法令や職務上の義務に違反したり、職務を怠ったり、公務員にふさわしくない行動があった場合に行う職員に対する制裁的な措置（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。
平成26年度の処分の状況は、右図のとおりです。

■服務

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

職員の服務には、その他にも法令・上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為・営利企業従事の制限などがあります。

分限処分	人数
降任	0人
免職	0人
休職	1人

懲戒処分	件数
戒告	0件
減給	1件
停職	0件
免職	0件

職員の福利厚生

■健康管理

法令により、職員検診や業務に応じた特殊検診などを実施し、病気の予防・早期発見に努めています。また、保健師による健康相談も行っています。

■公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる制度です。
職員に、職務上の負傷等があった場合、労災と同様に補償されます。

■互助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、給付・福利厚生事業を実施しています。平成26年度の公費負担金など状況は下図のとおりです。
※事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。
<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

互助会に対する公費負担額	互助会会員数	一人当たりの公費負担額
420千円	148人	2,838円

職員は、市町村職員共済組合に加入しています。

職員の研修

■研修

職員は、毎年度作成される「長万部町職員研修計画」により、定期的にまたは随時に研修を受け、能力の向上を図っています。平成26年度の研修の状況は、下図のとおりです。

研修の種類	人数
初級、税務、政策など	22人

※「職員研修計画」による実施分のみ

庁内の研修も、随時行っています。

